

「事業更正策定および 更正計画執行人などに関する省令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

事業更正計画策定人及び更正計画執行人の登録及び資格規定に係る省令

タイ王国憲法第二九条、第三六条、第四八条、第五〇条で法律の規定に基づく権限に依拠して行為をなすことを掲げた、人の権利と自由の制限に係る一部条項を有する法令である、仏暦二五四一年破産法(第四版)によって改定増補された仏暦二四八三年破産法第五条、仏暦二四八三年破産法第九〇ノ一六条の内容に基づく権限に依拠して、法務大臣は以下の省令を制定する。

第一章

総則

第一項

この省令において、

「大臣(ラッタモントリー)」とは、法務大臣を意味する。

「債務者事業更正(ガーン・フーンフォー・キッチャカーン・コーン・ルークニー)」とは、破産法に基づく債務者の事業更正手続きを意味する。

「債務者(ルークニー)」とは、事業更正するところの株式会社、公開株式会社または法人を意味する。

「委員会(カナカマカーン)」とは、事業更正計画策定人・更正計画執行人審査委員会を意味する。

「事務局(サムナクガーン)」とは、債務者事業更正事務局を意味する。

「計画(ペーン)」とは、事業更正計画を意味する。

「計画策定人(プー・タムペーン)」とは、事業更正計画策定人を意味する。

「計画執行人(プー・ポリハーンペーン)」とは、事業更正計画に基づき債務者の事業及び資産を管理する者を意味する。

「債務者の経営者(プーポリハーン・コーン・ルークニー)」とは、裁判所が事業更正を命じた日における債務者の取締役、マネージャー、または事業経営権限を有していた者を意味する。

「資産価額(トゥンサップ)」とは、事業の資産価額を意味する。

第二項

本省令は債務者または債務者の経営者が裁判所によって計画策定人または計画執行人に任命された場合には適用しない。

第二章

委員会

第三項

訴訟執行局長を委員長とし、タイ国公認会計士・監査人協会の代表、証券取引監視委員会事務局の

代表、弁護士会の代表、商業省の代表、財務省の代表、タイ商業会議所の代表、タイ銀行協会の代表、タイ工業連盟の代表の委員、及び会計、実業、金融または法律分野での有識者から大臣が任命した六人以下のその他委員からなり、訴訟執行局の債務者事業更正事務局長を委員兼書記とする「事業更正計画策定人・更正計画執行人審査委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

委員会は一人の委員を副委員長に選出する。副委員長は委員長が委任したところに基づき、委員長の権限及び義務である全職務における委員長補佐としての義務を有し、委員長が不在、または職務を遂行できない時には委員長代行となる。

第四項

大臣が任命した委員の任期は一期二年とする。

大臣任命委員が任期満了前に退任した場合、その後任委員の任期は既存の委員の残り任期と同じとする。

第一段に基づく任期が満了した時、新委員の任命がまだなされていない場合は退任した委員が新委員が任命されるまで引き続き職務を遂行する。ただし任期満了日から六〇日までとする。

任期満了に伴い退任した委員は再任されることができ、連続二期までとする。

第五項

以下の形態にある者は委員となることはできない。

- (一) 破産者である
- (二) 無能力者または準無能力者である
- (三) 確定判決で禁固刑を受けたことがある。ただし過失罪または軽犯罪である場合を除く
- (四) 計画策定人または計画執行人である
- (五) 金融機関の取締役または経営者、あるいは経営権限を有する者である

第六項

第四項に基づく任期による退任のほか、大臣任命委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪または軽犯罪である場合を除く
- (四) 背任または能力喪失のために大臣が解任した
- (五) 第五項に基づく禁止形態を有する者となった

第七項

適当な機会に業務について審議するために、委員長が委員会の会議の招集者となる。三分の一以上の委員が連名で、委員長に委員会会議の召集を請求することもできる。

第八項

委員会は事務局または委員長が定めたその他の場所で会議を開き、全委員の半数以上の出席をもって会議は成立する。会議において委員長及び副委員長が欠席した、または職務遂行できない場合、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、会議の議長とする。

ある議題が会議不成立によって審議延期になったとき、延期された会議の招集日から一四日以内にその議題のために会議が召集された場合、全委員の三分の一以上の委員が出席すれば、その会議は成立する。

ある議題の審議に利害関係を有する委員は、会議から退出し、その件で決議に参加することはできない。

決議は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数であるときは会議の議長が決定票を投じる。

第九項

委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 計画策定人及び計画執行人の登録を受理し、許可証を発行する、または許可証の期限を延長する
- (二) 計画策定人及び計画執行人の許可証を停止する、または取り消す
- (三) 計画策定人及び計画執行人の許可証申請、許可証発行、許可証期限延長に係る申請書式及び方法を規定布告する
- (四) 本省令で定められたところに基づくその他の執行

第一〇項

事務局を計画策定人及び計画執行人の登録管理、委員会の業務全般における事務責任者とする。

第三章

計画策定人及び計画執行人の登録

第一一項

訴訟において計画策定人または計画執行人に任命される者は、本省令で定めるところに基づき委員会に登録した者でなければならない。

第一二項

計画策定人または計画執行人として登録を望む者は、委員会が定めた様式に従い、資格面について保証する証拠とともに、委員会に申請しなければならない。

計画策定人または計画執行人の登録審査において、委員会は許可申請人に対し、期限内における補足説明、補足証拠書類の提出を通知することができる。

第一三項

計画策定人となる自然人は以下の資格を有し、かつ禁止形態にあってはならない。

- (一) タイ国籍者である
- (二) 登録申請日において満二五歳以上である
- (三) 金融、会計または法律分野における学士または学士相当以上の教育修了者であり、三年以上の当該分野での実務経験を有する
- (四) 悪品行者または良識欠如者でなく、誠実性において信用できない行為をなす者でない
- (五) 心神耗弱者でない
- (六) 申請時に禁固刑判決により服役中でない
- (七) 委員会が職業的威厳を損なうと判断した裁判で確定判決により禁固刑を受けたことがない
- (八) 裁判所により財産保全命令を受けたことがない

人の集団である場合、集団の全員が第一段に基づく資格を有し、かつ禁止形態にあってはならない。

第一四項

計画策定人となる法人は以下の資格を有し、かつ禁止形態にあってはならない。

- (一) 金融顧問または会計顧問あるいは法律顧問としての事業目的を有する
- (二) 他者の事業及び財産管理を受託する事業目的を有する
- (三) 計画策定人としての職務遂行の責に任じる業務ラインを有し、フルタイム勤務者が三人以上、うちタイ国籍者が半数以上いなければならない、すべての当該勤務者は学士レベル以上の知識及び(一)に基づく業務において三年以上の経験を有し、そのうちの一人は金融または会計分野での知識を有していなければならない
- (四) その法人の経営者は事業運営における道德性、能力または経験を有し、誠実で、不正行為、不誠実性を示す行為のために、あるいは法律違反行為が生じる事由となる、もしくは責任感の欠如や経営における周到さの欠如を示す重大な過失となる経営行為または行為のために強制解雇、解雇、告訴された経歴がない
- (五) 厳密で信用できる職務遂行の原則及び方向性を有する

第一五項

計画執行人となる自然人は以下の資格を有し、かつ禁止形態にあってはならない。

- (一) タイ国籍者である
- (二) 登録申請日において満二五歳以上である
- (三) 学士または学士相当以上の教育修了者であり、事業経営において知識、能力、三年以上の経験を有する
- (四) 悪品行者または良識欠如者でなく、誠実性において信用できない行為をなす者でない
- (五) 心神耗弱者でない

(六)申請時に禁固刑判決により服役中でない

(七)委員会が職業的威厳を損なうと判断した裁判で確定判決により禁固刑を受けたことがない

(八)裁判所により財産保全命令を受けたことがない

人の集団である場合、集団の全員が第一段に基づく資格を有し、かつ禁止形態にあってはならない。

第一六項

計画執行人となる法人は以下の資格を有し、かつ禁止形態にあってはならない。

(一)経営顧問としての事業目的を有する

(二)他者の事業及び財産管理を受託する事業目的を有する

(三)事業経営の責に任じる業務ラインを有し、フルタイム勤務者が三人以上、うちタイ国籍者が半数以上いなければならない、すべての当該勤務者は学士レベル以上の知識及び(一)に基づく業務において三年以上の経験を有し、そのうちの一人は事業経営分野での知識を有していなければならない

(四)その法人の経営者は事業運営における道徳性、能力または経験を有し、誠実で、不正行為、不誠実性を示す行為のために、あるいは法律違反行為が生じる事由となる、もしくは責任感の欠如や経営における周到さの欠如を示す重大な過失となる経営行為または行為のために強制解雇、解雇、告訴された経歴がない

(五)厳密で信用できる職務遂行の原則及び方向性を有する

第一七項

計画策定人または計画執行人は、計画策定人または計画執行人としての職務遂行により生じるかもしれない損害を補償するため、第二〇項に定めた額に従い事務局に保証金を積まなければならない。

第一八項

計画策定人または計画執行人が事務局に積むことのできる保証金は以下の通り。

(一)現金

(二)タイ国内で営業許可された銀行または金融会社による保証書、または

(三)委員会が許可したその他の保証金

第一九項

保証金は以下に分割される。

(一)一般保証金

(二)訴訟保証金

第二〇項

計画策定人または計画執行人は登録申請日に五〇万バーツ以上の額の一般保証金を積まなけれ

ばならない。

計画策定人または計画執行人が各訴訟で計画策定人または計画執行人となるための承諾をなす場合、本省令末尾の第一表で定めた額に従い訴訟保証金を、計画策定人または計画執行人となるための承諾をなす前の時点で積みなければならない。保証金が積み上がった時、事務局は裁判所に提出するため保証金が積み上がったことを示す証明書を発行する。訴訟における資産価額が減額したことが明らかでない場合、訴訟保証金も減額し、事務局はその差額を申立を受理した日から三〇日以内に計画策定人または計画執行人に返還する。

第二一項

委員会は全ての正しい証拠書類を受理した日から三〇日以内に、審査し、許可申請に対し命令を下す。三〇日以内に命令を下すことのできない特別な状況がある場合は、委員会は三〇日以内の範囲で期限を延長することができる。委員会が当該期限内に命令を下さなかった場合、委員会が登録を承認したもののみならず。

委員会が不承認の審査結果を通知する場合、委員会は申請人にその事由を通知する。この場合、申請人は審査結果の通知を受けた日から三〇日以内に大臣に対し不服を申し立てる権利を有する。

大臣は不服申立を受けた日から六〇日以内に審査し、判定を下す。大臣が当該期限内に命令を下さなかった場合、委員会と同一の命令を下したものとみなす。大臣の判定は最終的なものとする。

第二二項

計画策定人または計画執行人の登録において、事務局は証拠としてその者に許可証を発行する。計画策定人の許可証の有効期限は許可証発行日から二年とする。計画執行人の許可証の有効期限は許可証発行日から五年とする。

第四章

計画策定人または計画執行人の登録抹消

第二三条

計画策定人または計画執行人は以下のとき登録から抹消される。

- (一) 死亡した
- (二) 計画策定人または計画執行人としての法人が解散した
- (三) 自ら登録抹消を申し立てた
- (四) 第一三項から第一六項までに基づく資格を失った、または禁止形態にある
- (五) 任期が切れ、任期が延長されなかった
- (六) 委員会が職業的威厳を損なうと判断した裁判で確定判決により禁固刑を受けた

第二四項

第二七項の規定下に、計画策定人または計画執行人が登録抹消された場合、事務局は申立があった日から三〇日以内にその計画策定人または計画執行人に一般保証金を返還する。

第二五項

第二七項の規定下に、事務局は以下の時、計画策定人または計画執行人に訴訟保証金を返還する。

- (一) 計画策定人または計画執行人が登録を抹消された
- (二) 裁判所が事業更正の申立を却下した
- (三) 裁判所が事業更正手続き開始命令を取り消した
- (四) 裁判所が事業更正の廃止を命じた
- (五) 裁判所がその訴訟で別の者を計画策定人または計画執行人に任命した
- (六) 裁判所が債務者の財産の差押さえを命じた

ここに、申立があった日から三〇日以内に返還する。

第二六項

第二四項に基づく一般保証金の返還の申立、または第二五項に基づく訴訟保証金の返還の申立は、委員会が定めた書式に従い文面によりこれをなす。

第二七項

計画策定人または計画執行人をして、その計画策定または計画執行に係る職務遂行における損害を補償させる訴訟手続きがあり、一般保証金または訴訟保証金をもって損害補償金支払いに与えることができることを示す証拠がある場合、係官は六〇日以内の一時的措置として保証金の返還を中止し、裁判所による保証金の一時的な差押さえ、または押収命令を示すよう命じる。そうした手続きがないときは、事務局は保証金を返還する。

経過規定

第二八項

本省令は、本省令の施行日前に事業更正の申立があった一連の訴訟、及び本省令の施行日から九〇日以内に事業更正の申立のあった訴訟には適用しない。

(おわり)

仏暦二五四五年(西暦二〇〇二年)四月一九日制定 / 同五月一七日官報記載